

鳥取市オープンデータ利用規約

平成29年2月8日制定

鳥取市オープンデータ利用規約（以下「本規約」という。）は、鳥取市公式ウェブサイト（以下「本市サイト」という。）で鳥取市（以下「本市」という。）が公開しているオープンデータ（以下「対象データ」という。）の利用に際しての規約です。

1. 本市サイトの対象データの利用について

本市サイトで公開している対象データは、どなたでも本規約に従って、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用できます。商用利用も可能です。また、数値データ、簡単な表・グラフ等は著作権の対象ではありませんので、これらについては本規約の適用はなく、自由に利用できます。

対象データの利用に当たっては、本規約に同意したものとみなします。

2. 出典の記載について

（1）対象データを利用する際は出典を記載してください。

（出典記載例）

出典：「〇〇動向調査」鳥取市(当該ページの URL) (〇年〇月〇日に利用) など

（2）対象データを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。また編集・加工した情報を、あたかも本市が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

（対象データを編集・加工等して利用する場合の記載例）

「〇〇動向調査」鳥取市(当該ページの URL)を加工して作成

「〇〇動向調査」鳥取市(当該ページの URL)をもとに〇〇株式会社が作成 など

3. 第三者の権利を侵害しないようにしてください

（1）対象データの中には、第三者（本市以外の者をいう。以下同じ。）が著作権その他の権利を有している場合があります。第三者が著作権を有している対象データや、第三者が著作権以外の権利（例：写真における肖像権、パブリシティ権等）を有している対象データについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。

（2）対象データのうち第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が権利を有していることを直接的又は間接的に表示・示唆しているものもありますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定・明示等を行っていないものもあります。利用する場合は利用者の責任において確認してください。

（3）第三者が著作権等を有している対象データであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。

4. 準拠法と合意管轄について

- (1) 本規約は、日本法に基づいて解釈されます。
- (2) 本規約による対象データの利用及び本規約に関する紛争については、日本国鳥取地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

5. 免責について

- (1) 本市は、利用者が対象データを用いて行う一切の行為（対象データを編集・加工等した情報を利用することを含む。）について何ら責任を負うものではありません。
- (2) 対象データは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。

6. その他

- (1) 本規約は、著作権法上認められている引用などの利用について、制限するものではありません。
- (2) 本規約は、平成29年2月8日に定めたものです。本規約は、政府標準利用規約（第2.0版）に準拠しています。本規約は、今後変更される可能性があります。
- (3) 本規約は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示4.0国際 (<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja/>) に規定される著作権利用許諾条件。以下「CCライセンス」という。) と互換性があり、本規約が適用される対象データはCCライセンスに従うことでも利用することができます。